

議案（2）

地域生活支援拠点の整備  
と  
相談支援体制の充実・強化について

「みんなでつくる 地域で共に生きるまち」を目指して

令和4年2月10日  
ひたちなか市自立支援協議会  
相談支援部会

ひたちなか市では障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）のなかで「みんなでつくる 地域で共にいきるまち」の基本理念を掲げています。

国の「基本指針」では、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス及び障害児通所等の提供体制の確保に係る目標を定めています。

障害児者計画では国の指針に基づき成果目標を定めました。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活移行

項目	数値目標	国の基本指針
令和5年度末の施設入所者数 【令和元年末時点の施設入所者数（165人）から1.6%削減】	162人	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標とする。

#### （2）地域生活支援拠点等の整備

項目	数値目標	国の基本指針
地域生活支援拠点等	1か所 (面的整備)	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上整備する。

### (3) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	国の基本指針
総合的・専門的な相談支援	実施	令和5年度末までに、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。
地域の相談支援の強化 ・相談支援事業者の人材育成 ・相談機関との連携強化	実施	令和5年度末までに、地域の相談支援の体制の強化。

※後掲の基幹相談支援センターの設置につながります。

### (4) 障害児支援の提供体制の整備

項目	目標	国の基本指針
保育所等訪問支援	実施	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
重症心身障害児を支援する児童発達又は放課後等デイサービス事業所の確保	実施	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

## (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

項目	目標	国の基本指針
福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加に係る体制の構築。

# 地域生活支援拠点の整備について

## 地域生活支援拠点等とは

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

## 拠点等に「必要な機能」及び整備の類型

### 【必要な機能】

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

### 【整備の類型】

「多機能拠点整備型」 上記の5つの機能を集約し、グループホーム等に付加  
「面的整備型」 地域における複数の機関・事業所が、その強みを生かしなが  
ら5つの役割を担う。

本市においては「面的整備型」を設置目標としています。

連携・協力

《基幹相談支援センター》

機能：①相談④専門的人材の確保・養成  
⑤地域の体制づくり

《緊急一時保護運営事業者》

機能：②緊急時の受け入れ・対応  
③体験の機会・場

必要な情報の提供、支援

相談

緊急時居室の提供（必要に応じて適切な事業者を案内）  
・体験の機会・場の提供

緊急時利用に備えた事前登録（相談支援事業者等経由）  
・体験利用の相談

体験利用の相談（相談支援事業者等経由）

本人・家族

《相談支援事業所》

機能：①相談（緊急利用に備えた事前登録や、コーディネーターとして緊急時の受け入れ支援）  
⑤地域の体制づくり

《体験の機会や場の提供を行う事業者（日中活動系サービス事業者・グループホーム等）

機能：③体験の機会・場の提供

体験の機会・場の提供

面的整備型地域生活支援拠点のイメージ図

## 地域生活支援拠点の整備状況

設置状況	整備済み市町村	うち圏域整備	備考
全 国	469市町村	66圏域272市町村	R2.4.1現在
茨城県内	6市	—	R3.7.1現在

※茨城県内で3市がR3年度中に整備予定

## 基幹相談支援センターの設置状況

設置状況	設置済み市町村	実施率	備考
全 国	778市町村	45%	R2.4.1現在
茨城県内	17市	39%	R3.7.1現在

### 【出典】

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果（R3.3.12 厚生労働省）  
地域生活支援拠点等の全国の整備状況について（R2.4.1時点）（厚生労働省）  
市町村地域生活支援事業等の実施状況調査（R3.7.1現在）茨城県 より

## 地域生活支援拠点等がないことでの課題

○緊急事態発生時に必要な支援につながらない

☆主となる介護者の入院、精神的な不穏による行動等



- ・連絡を受けた相談員や事業所スタッフとでは対応できない。
- ・専門的な対応ができず慌ててしまう、アドバイスもできない。

○福祉サービスの利用以外の情報がない。

☆主支援者のケガによって食事が食べられない。



- ・ヘルパー利用の「体験」をすることができればつながるかも。

☆仕事がうまくみつからない。何ができるかもわからない



- ・作業や日中活動の「体験」によって必要なサービスを判断できるかも。

○65歳に達したので介護保険につなごうとしても、うまくいかない。

地域のつながりがあれば。顔が見えていないとお互いに相談しにくいかも。

## 地域生活支援拠点等の整備がもたらす効果

○「拠点」に相談できれば・・・・・・・・。

### 緊急時対応

たとえば

- ・身近なところで緊急時の受け入れが可能であれば、安心して生活ができる。
- ・それぞれの障害特性を理解して対応可能な仕組みがあれば安心。
- ・相談員も適格な空き情報をもとに対応可能となりひとりで抱えることがなくなる。

### 体験の機会

たとえば

- ・ヘルパー利用や、外出時支援など「サービス利用」以前に**体験**ができれば本当に必要なサービスにつながる
- ・作業や日中余暇活動などの**体験**により「自分でやってみたいこと」、「楽しめること」を見つけることができる。
- ・「泊まる」を**体験**することで、緊急時の支援につながりやすくなる。

### 地域の体制づくり

たとえば

- ・介護保険や子育て事業所との意見交換会  
顔の見える関係ができそれぞれが必要なことの情報交換がしやすくなる。

※他にも「ひたちなか市らしい」拠点づくりを小さなところからすすめることで様々な課題に対応します。

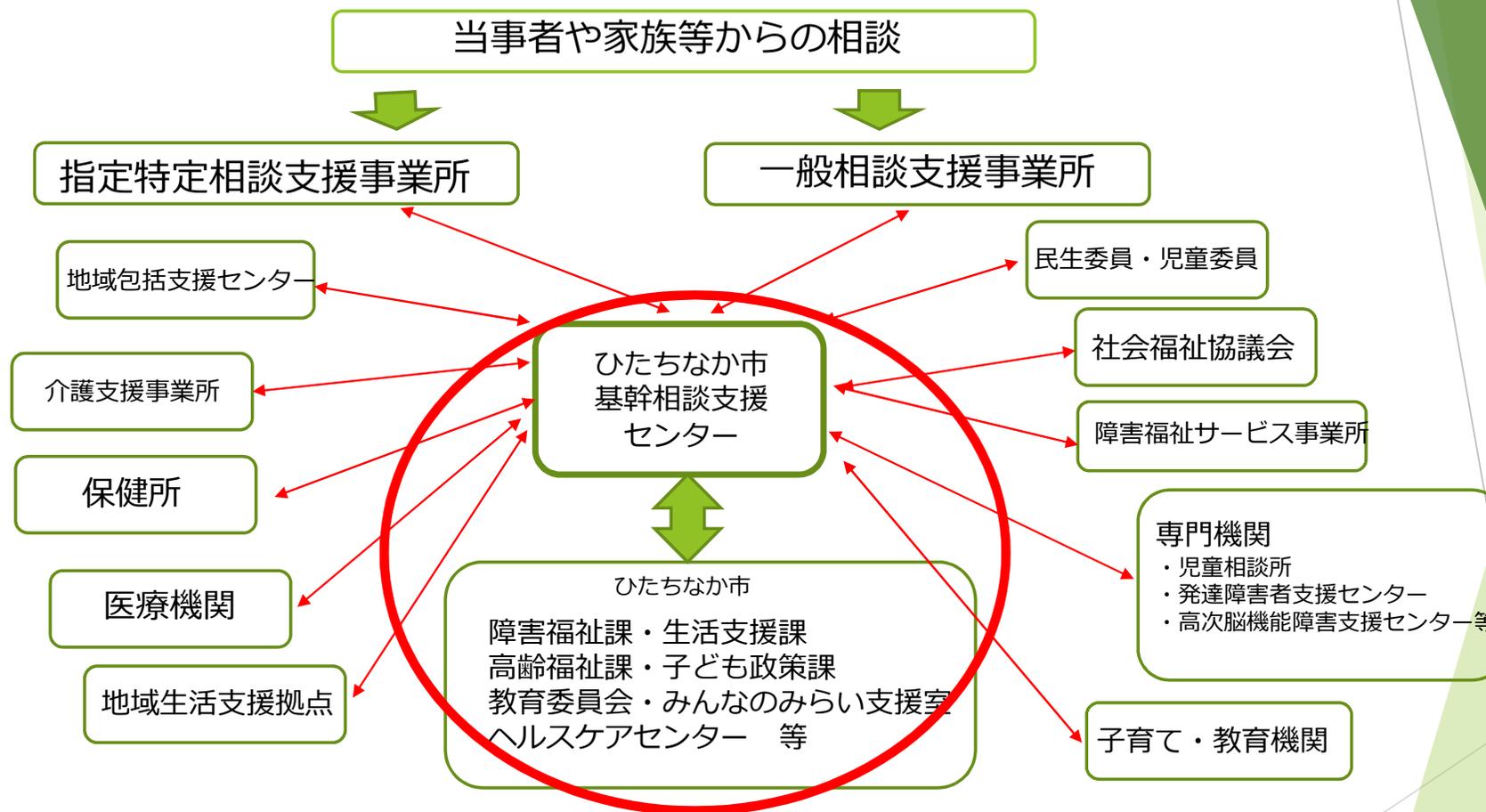
# 基幹相談支援センターの設置について

(相談支援体制の充実・強化について)

本市の「障害児者福祉計画」において、地域生活支援拠点を、令和5年度末までに整備することを目標としています。

この地域生活支援拠点の中心的な役割を担う相談機能について、障害の種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行う機関として、基幹相談支援センターが設置されることが必要です。

## 基幹相談支援センターのイメージ図



基幹相談支援センターは地域の相談支援事業所や各関係機関からの依頼や相談に応じて問題解決に向けて共に考え、連携・協働していきます。

# 基幹相談支援センターの設置による効果

- ・どこに相談してよいかわからない支援者や、緊急時に生活の場が確保できない当事者や家族への支援がセンターのネットワークを使い確保できるようになります。
- ・保健センター・学校・医療機関、他分野の関係機関からの相談や、指定特定相談支援事業所・障害福祉サービス事業所からの協力依頼に対応ができます。
- ・相談先を明確にすることで、相談者にとって円滑かつより相談しやすい窓口となります。
- ・困難事例への対応において、関係機関と連携が図れます。
- ・地域の関係機関とのネットワークに構築が促進され、顔の見える関係ができます。
- ・地域生活支援拠点等整備における①相談、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの役割が担えます。
- ・「断らない相談支援」として、障害者等にとって地域において安心して生活ができます。
- ・スーパーバイズの手法を使い、各相談支援専門員が主体的にスキルアップを図れる環境が整います。

## まとめ

基幹相談支援センターは、「ひたちなか市に暮らす障害のある人たちの共有の資源として地域生活支援拠点の一つとして機能しなければならない」と意識することが前提です。

その意味では、支援を必要とする人を、「障害福祉サービスの利用者」としてではなく、地域でくらす**「市民」**として捉え、市がもつ全ての機能をフル活用して、課題解決が求められています。

そのためには、支援に携わる事業所や相談支援事業所の支援力の向上のための取組が必要であり、個々の事業者や相談支援専門員が抱えている支援上の困難を、「オールひたちなか」で支えていくことが、支援を必要とする**「市民」**を市全体で支えることとなります。

そのために、当事者や支援者（事業所を含む）相談者を絶対に孤立させないを常に意識し、必要とされる社会資源の整備や関係機関とのネットワーク構築を目指します。